

いちき串木野市

男女共同参画基本計画(案)

平成30年度～平成34年度

いちき串木野市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本理念	
2 基本目標	
3 重点的に取り組むこと	
第3章 計画の内容	4
重点的に取り組むこと	
1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実	
3 政策・方針決定への女性参画の拡大	
4 地域・防災における男女共同参画の推進	
5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進	
6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	
7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実	
第4章 計画の推進	24
1 推進体制の整備	
2 施策の効果的な推進	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

本計画は、男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層全庁的な取り組みとして展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とする法定計画であり国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年閣議決定）を勘案して策定します。
- (2) この計画は、いちき串木野市第2次総合計画、それに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (3) この計画は、本市の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、平成29年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、市民で構成されたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの意見などを踏まえて策定しました。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律31号、以下「配偶者暴力防止法」という）」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけます。
- (5) この計画の「重点的に取り組むこと」2・3を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条の第2項に基づく推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、国の男女共同参画基本法第3条から第7条をこの計画の基本理念を次のとおりとします。

(男女の人権の尊重)

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2 基本目標

この計画では、「**性別にかかわらず 市民一人ひとりの人権が尊重され 思いやりのあるまち**」をめざし男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、次の3つの基本目標を定めます。

- 1 男女共同参画社会への意識づくり
- 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進
- 3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

3 重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実
- 3 政策・方針決定への女性参画の拡大
- 4 地域・防災における男女共同参画の推進
- 5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会への意識づくり

重点 1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする

教育・学習の充実

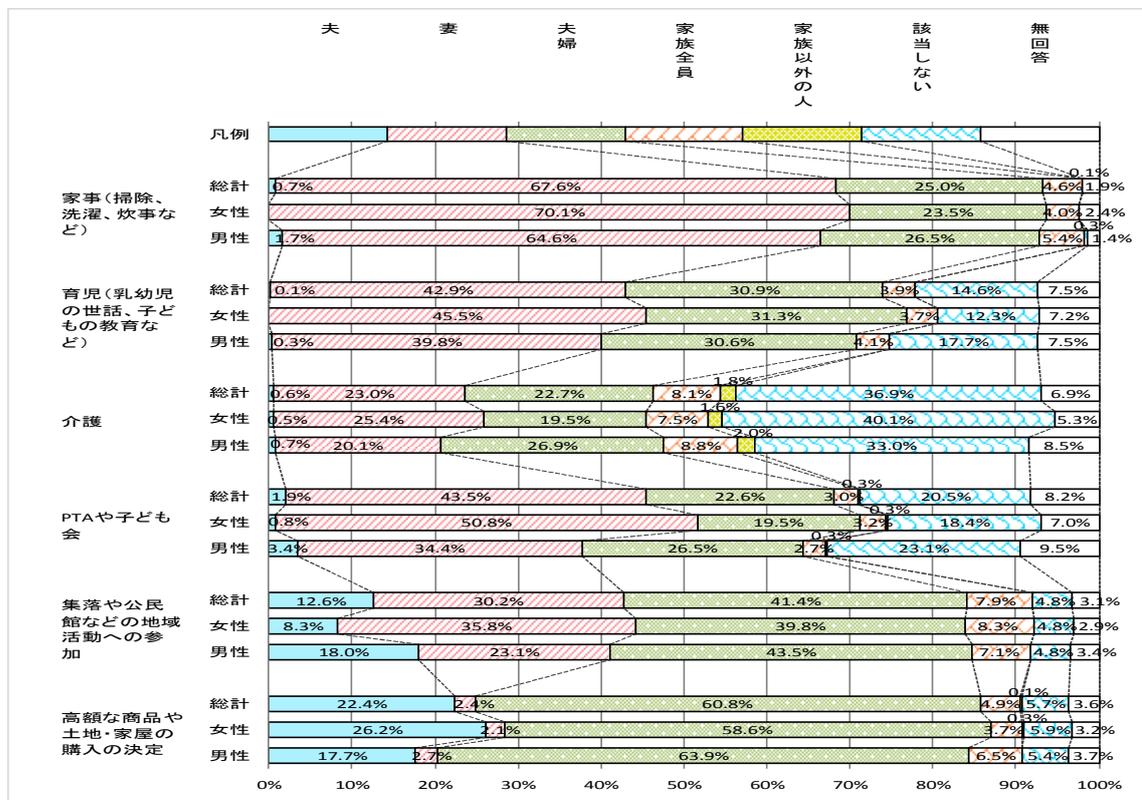
現状と課題

人々の意識の中に長い時間をかけて形つくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

本市が平成29年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、固定的性別役割分担意識^(※1)に係る設問の「子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方が良い」67.6%と最も多く、次いで「妻や子供を養うのは、男性の責任である」51.7%となっています。この結果からもまだまだ男女共同参画への理解の促進が必要です。

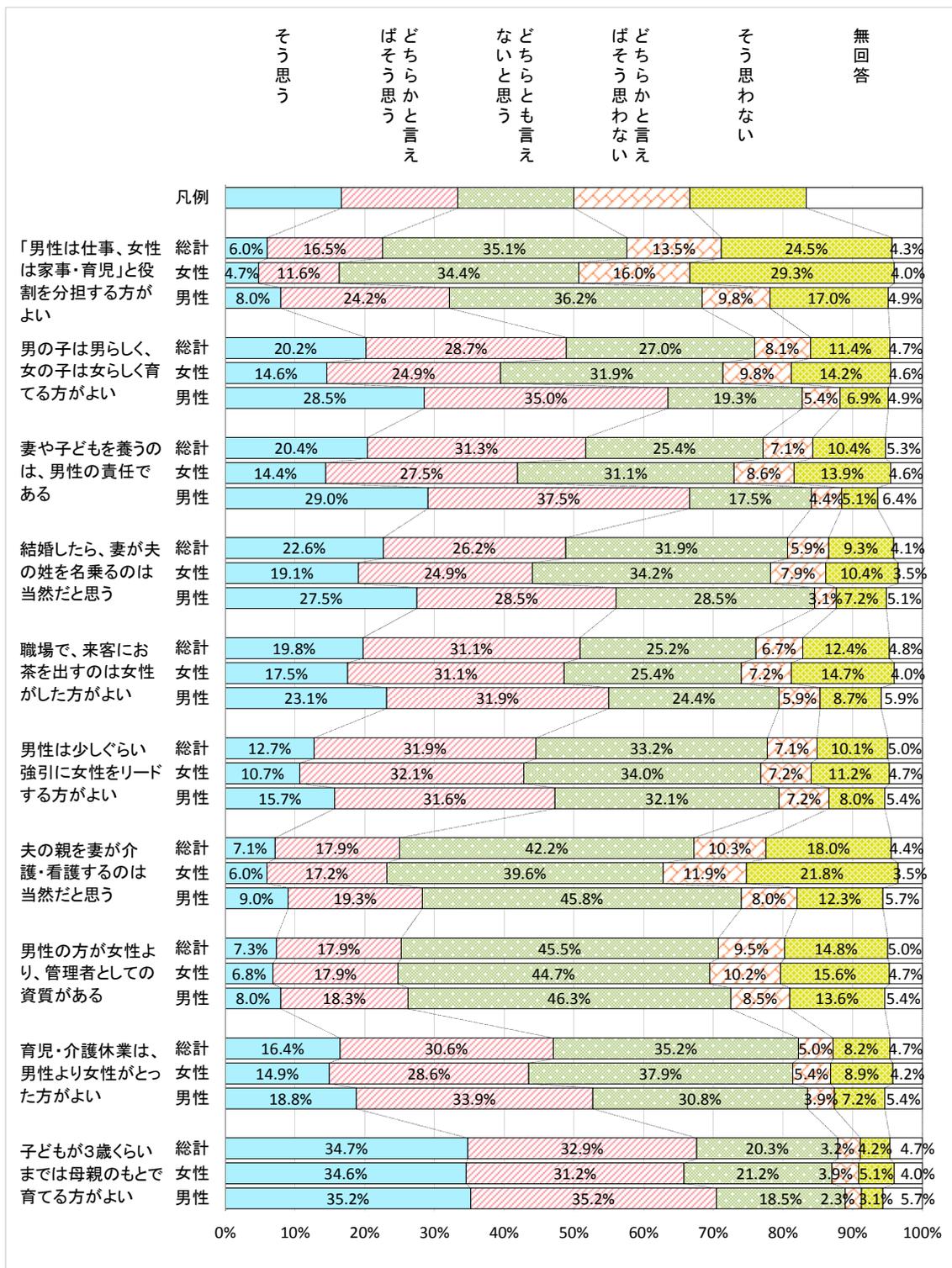
そのため、男女が共に、固定的性別役割分担意識^(※1)にとらわれることなくそれぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方の選択ができるよう家庭・学校・職場・地域等における男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の充実を図る必要があります。

日常生活の分担【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

固定的性別役割分担意識【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

(男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう講座等の実施、県・他市町・関係機関等が実施する学習機会への参加促進を図ります。	政策課
② 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう情報収集・情報提供を行います。	政策課
③ 男女共同参画に関する市職員等への理解の促進	市職員、市や学校、地域で相談業務に携わる担当者等男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人が男女共同参画の視点から業務ができるよう研修を行い、情報を提供します。	政策課 学校教育課 福祉課 市民課

施策の方向 (2) 男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育の推進

(子どもの頃からの男女共同参画の醸成を図る)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの教育の推進	<p>学校教育活動を通し、一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう教育・学習の一層の充実を図ります。また性別にかかわらず、個性や希望に応じた進路指導に努め、職場体験などを通し、自らの適性を発見することや男女ともに社会人・職業人として自立していくこと・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）(※2)の重要性について理解の促進を図ります。</p> <p>子どもの教育や発育に関わる大人の価値観や言動は子どもに大きな影響を及ぼすため教職員・幼稚園教諭・保育士などに対して、男女共同参画の研修を行い、理解を深めます。</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるようメディア・リテラシー(※3)教育を推進します。</p>	学校教育課 福祉課 政策課 教育委員会総務課

施策の方向 (3) 家庭における男女共同参画の理解の促進

(男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担う事を進めるため、広報・啓発を図ります。また、家庭教育学級、公民館講座等、実践的講座を行い、男女共同参画意識を醸成する学習の機会に努めます。	学校教育課 社会教育課 政策課 健康増進課

市民に期待する取組

- ・子どもの性別にかかわらず、個性を尊重して育てていきましょう。
- ・「男だから、女だから」という考えにとらわれず、多様な生き方を選択できる社会を共に築きましょう。
- ・家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか、日頃から考えてみましょう。

※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

※2 ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基礎として極めて重要である。

※3 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み取る能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進**重点2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実****いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 I****現状と課題**

人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少、グローバル化等社会経済環境の変化の中で、職場優先の組織風土や長時間勤務等を前提とした男性中心型労働慣行は、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼし、女性の活躍を阻害する要因の一つになっています。

本市においても、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の72.4%（平成27年）を底とする「M字カーブ」（※1）を描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、子育て期以降の女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっており、賃金や管理職への登用などの処遇に男女間の格差も存在しています。

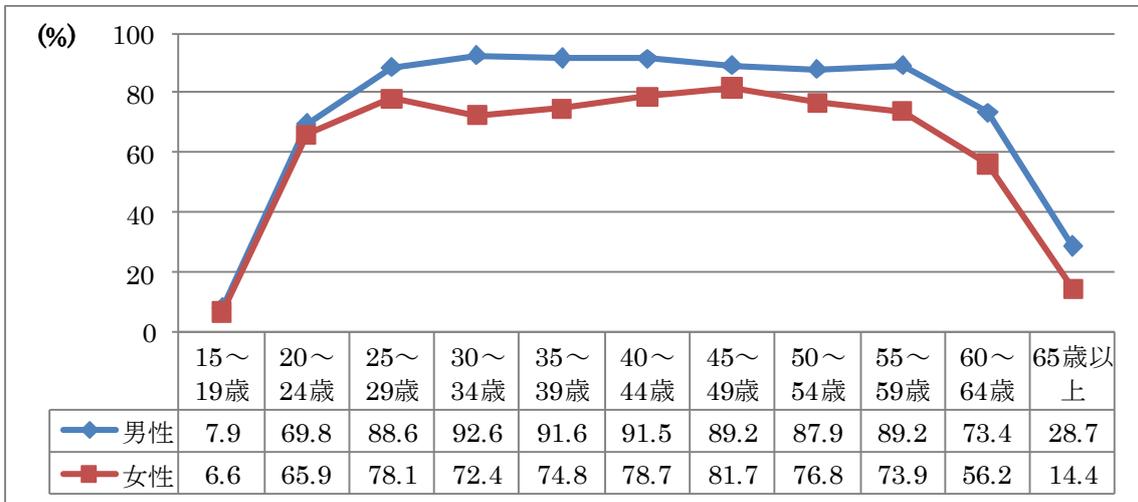
就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、男女双方が、能力を発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、多様化への対応により社会・経済の活力を高めるという観点からも要請されます。

そのため、管理職等の意識改革や長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、雇用の分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、高齢化の進行を踏まえた緊要な社会的課題である介護離職者の防止など子育てや介護等ライフイベントに対応し仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進に向けた取組が必要です。

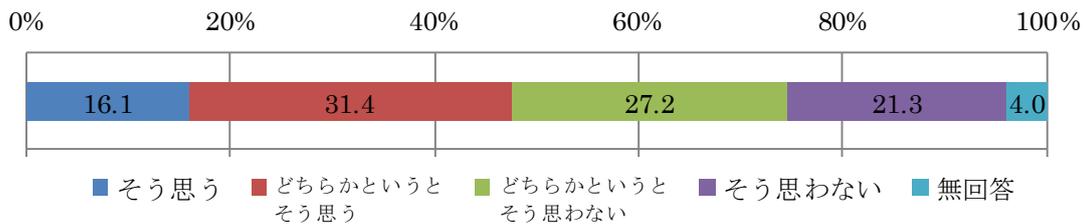
さらに個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女がともに経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。

5歳階級別労働力率（いちき串木野市）



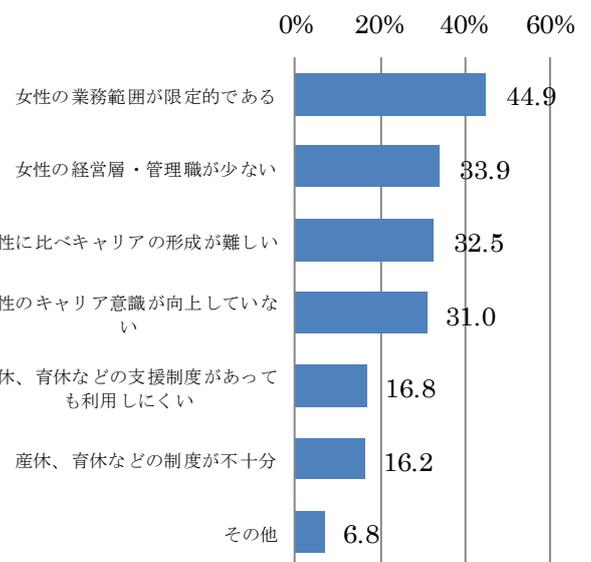
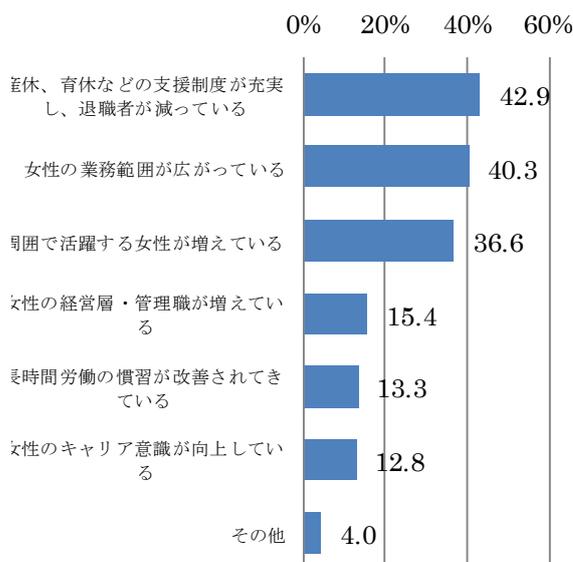
国勢調査

〈事業所で女性活躍の取り組みは進んでいるか〉



〈女性活躍の取組が進んでいると感じる理由〉

〈女性活躍の取組が進んでいないと感じる理由〉



（女性活躍推進に関する企業実態調査 鹿児島県県民生活局男女共同参画室【H29.3実施】）

施策の方向 (4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進

(働き方を見直し、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立)

具体的施策	内容	所管課等
① 仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発の推進	それぞれのライフステージに応じて、男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にする働き方改革を推進し、市民や事業所等に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及を図るため、啓発資料の配布や講座の実施を行います。	政策課 水産商工課

施策の方向 (5) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

(雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び就業環境の整備)

具体的施策	内容	所管課等
① 非正規雇用労働者等の雇用環境の整備のための関係法令等の普及・啓発	パートタイム労働者など非正規雇用者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。	水産商工課
② 男女雇用機会均等法の周知・徹底	男女雇用機会均等法は、募集・採用、配置・昇進の雇用のステージにおいて、性別を理由とした差別や、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いなどを禁止しています。そのため男女雇用機会均等法の関係法令の幅広い周知・啓発を図ります。	水産商工課

施策の方向 (6) 多様なライフスタイルに対応できる子育てや介護等の支援

(出産・育児、介護等により就業を中断、離職することなく継続できるような環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の周知・普及と定着	子どもがいる保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実などにより仕事と子育ての両立のため環境整備をより一層進めます。併せて介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	健康増進課 福祉課 政策課

施策の方向 (7) 女性の能力発揮と雇用における男女の均等な機会についての情報提供と促進
 (男性中心型労働慣行により得られにくい女性の能力発揮・開発機会の創出)

具体的施策	内容	所管課等
① 能力開発、職域拡大、就業能力向上支援	<p>働く女性が、その能力を十分発揮できるよう、能力開発・職域拡大や就業能力向上のため、講座の実施や学習機会の提供に努めます。また、女性の参画が少ない分野で、女性が働きやすい職場環境の整備について啓発します。</p> <p>働く女性の中には、責任が重くなることや長時間労働により仕事と家庭生活の両立が困難になることへの不安から、管理職に就くことに消極的な女性も多くいます。このため女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発を推進します。</p>	水産商工課 政策課 農政課 福祉課

市民に期待する取組

- ・自分の労働条件について確認し、疑問があるときには問い合わせましょう。
- ・男女が対等なパートナーであるという意識を持って働きましょう。
- ・男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、協力して家事、育児、介護などに取り組みましょう。
- ・仕事と家庭生活、共に生きがいや楽しみを持てるよう協力しましょう。

※1 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(国第4次男女共同参画計画)

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

重点3 政策・方針決定への女性参画の拡大

いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 II

現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

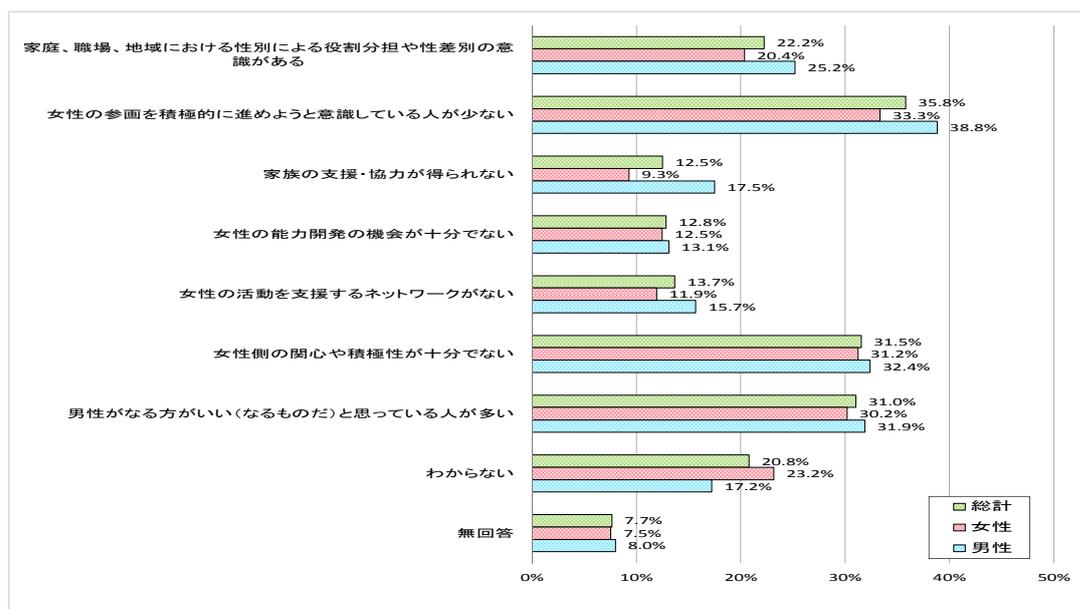
平成29年度に実施した市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」が最も多く、次いで「女性側の関心や積極性が十分でない」「男性がなる方がよいと思っている人が多い」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の割合は、20.8%（平成28年3月31日現在）で、27年度より1.8ポイント高くなったものの、県内市平均の26.1%と比較しても低い水準にあります。

このように、本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は依然として十分ではありません。

そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。

政策・方針決定過程に女性の参画が少ない理由【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(固定的性別役割分担意識等に基づく制度又は慣行等の見直し)

具体的施策	内容	所管課等
① 審議会等への女性の参画促進	経済その他社会の様々な分野が発展するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意見が公正に反映されることが重要です。このため、政策を立案、決定していく過程に、これまで以上に女性の積極的な登用を進めます。[目標値 35%]	関係各課
② 女性の市職員への採用・登用等の促進	男女共同参画社会を実現するため、市が率先して女性の採用及び登用に努め、市職員の職種・職域・職階に性別による偏りがないよう、配置と登用ならびに研修の機会の平等に努めます。また行政や事業所においても、女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置(※1 ポジティブアクション)の普及に努め、事業所等の先進的取組等について情報収集・提供に努めます。	総務課 政策課

市民に期待する取組

- ・女性が、政策決定・方針決定の場など様々な分野において積極的に参画できる環境を作りましょう

※1 ポジティブアクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・営業職に女性はほとんどいない
- ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が自主的かつ積極的に行う取り組みをいいます。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

重点4 地域・防災における男女共同参画の推進

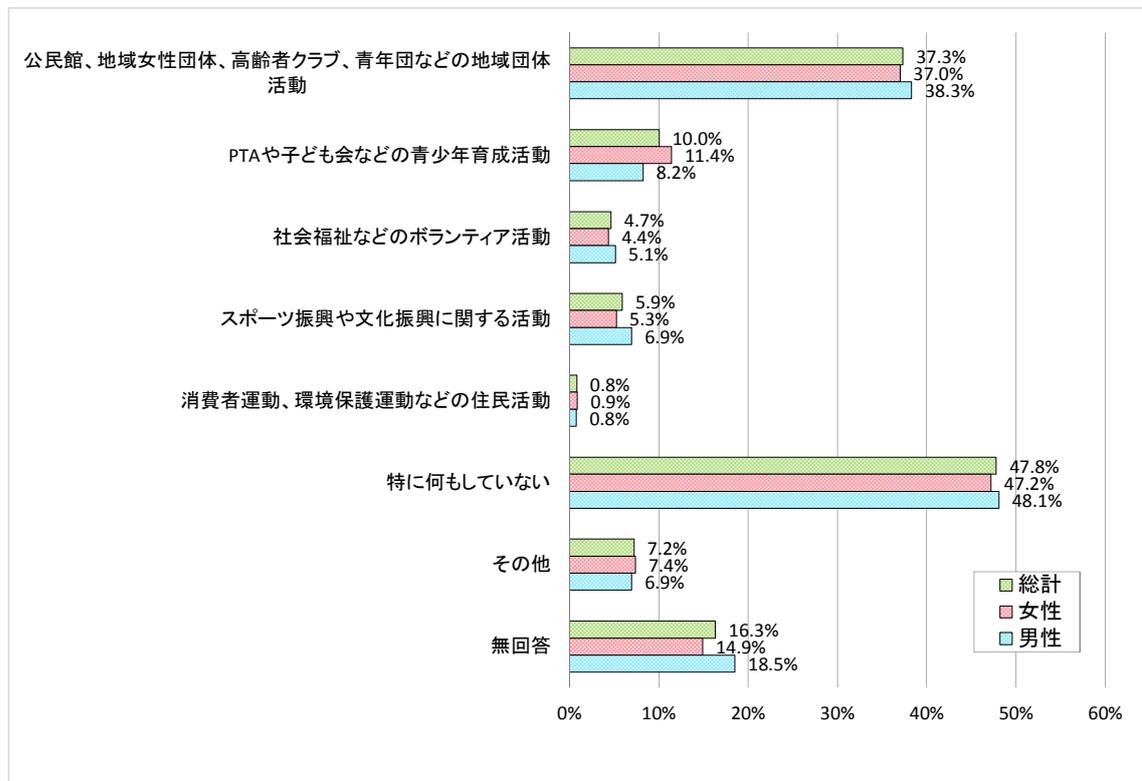
現状と課題

本市では、市民と行政のパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」を掲げ、市民が主役のまちづくりを進めることとしています。

地域は、家庭と共に人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における多様な年齢層の男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たします。

市民意識調査で、地域活動状況を尋ねたところ、「特に何もしていない」に続き、「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」が37.3%と多くなっています。防災・環境等、多様化する地域問題の解決を目指し、多様な個人・主体の協働による地域づくりを進めることが必要です。

地域活動状況【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (9) 男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進

(地域における女性の方針決定過程への参画促進と男女共同参画を推進する人材育成に向けた取組による男女共同参画の基盤づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画の視点を踏まえた、まちづくり協議会の形成	地域における男女の参画を促進していくとともに、市民の多様性を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を提供するよう支援し、共生・協働を推進する人材の育成ならびに組織の育成を図ります。	まちづくり防災課 社会教育課

施策の方向 (10) 防災における男女共同参画の推進

(様々な状況によって災害がもたらす影響は異なるということを考慮し性差によるニーズの違いに配慮する)

具体的施策	内容	所管課等
① 多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域防災計画の策定・執行にあたっては女性・高齢者・障がい者・外国人、妊婦等に配慮した避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。 消防団、自主防災組織等における活動へ女性の参画を拡大するとともに、消防行政においても女性消防員を増やすためのさらなる取組を推進するなど女性の職員の活用を図ります。	まちづくり防災課 消防本部

市民に期待する取組

- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域において、男性優先の慣習を改め、男女共に活動しやすい環境を作りましょう。
- ・自主防災組織の中に女性リーダーを増やしましょう。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

現状と課題

生涯を通じて健康的で豊かな人生を送るためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、健康について正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していく必要があります。

市民意識調査によると、仕事をしていない理由として、「高齢だから」48.1%に続き「健康や体力に自信がないから」が27.5%となっていることから、男女共同参画を推進する上でも、市民の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

また、本県の自殺者の7割が男性であり、この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすいということなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援を進める必要があります。

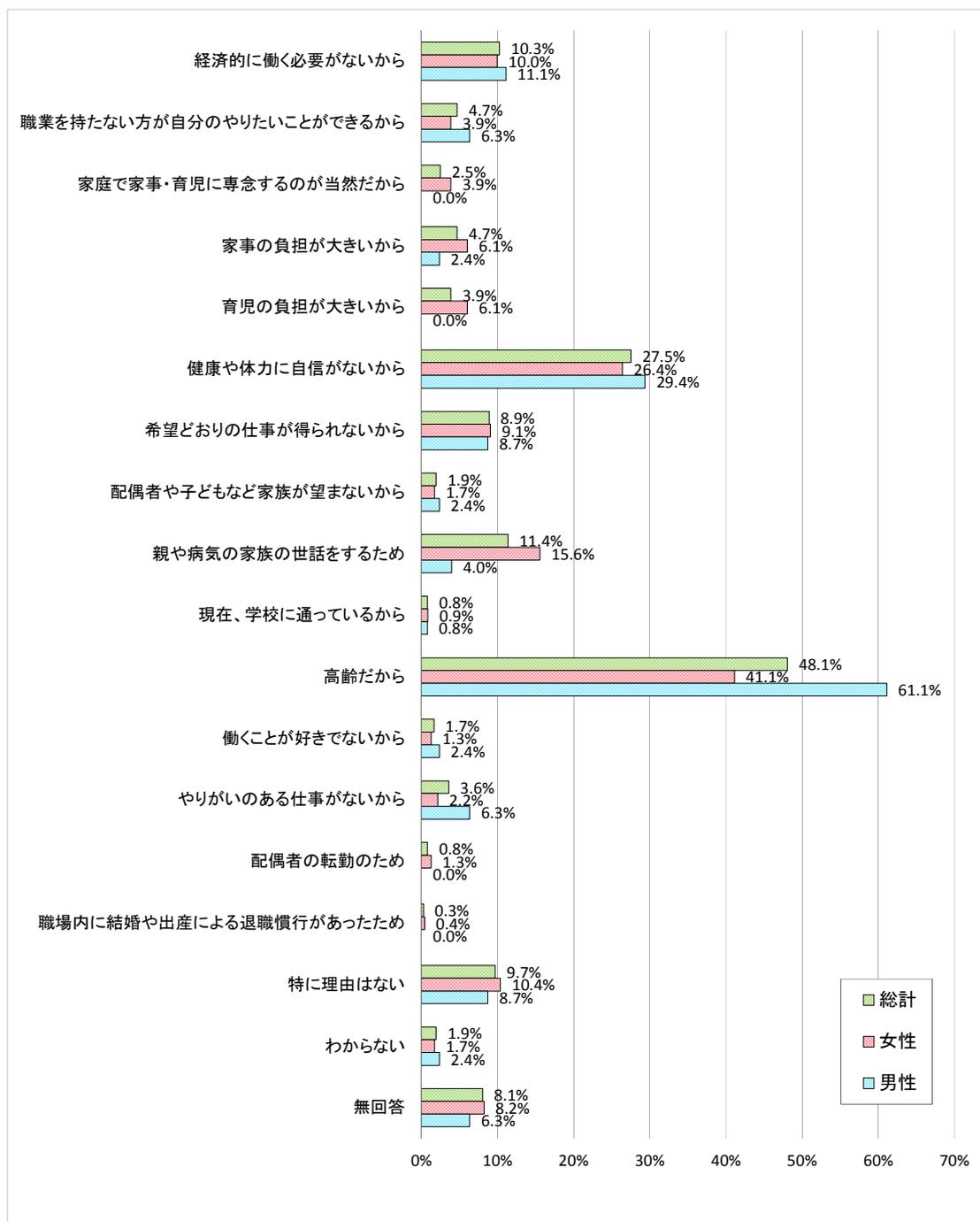
鹿児島県自殺者の年齢・原因別統計（平成28年中）

～鹿児島県警ホームページより～

原因別	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
家庭問題	3	0	2	4(1)	7(1)	13(3)	2	19(7)	0	50(12)
健康問題	4(1)	2(1)	6	11(4)	14(4)	34(12)	17(3)	84(34)	0	172(59)
経済・生活問題	0	0	4	12(1)	9(1)	16(1)	3	7(1)	0	51(4)
男女問題	0	1(1)	3	1	1	1	0	0	0	7(2)
学校問題	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
勤務問題	0	0	6	4(2)	13(1)	3(2)	1(1)	2	0	29(6)
その他	1(1)	0	0	0	2	1	1	9(4)	0	14(5)
不明	4(1)	1(1)	4(2)	5(2)	6	5(1)	5(3)	25(8)	1	56(18)
計	12(3)	5(3)	25(2)	37(10)	52(7)	73(20)	29(7)	146(54)	1	380(106)

※主な自殺原因を3つまで複数計上できることとなったため、実際の自殺者数と下記表の合計自殺者数は一致しない（自殺者実数計293名うち女性88名）（）は女性で内数

収入になる仕事をしていない理由【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (11) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

(妊娠・出産期における健康支援と性に関する正しい理解の促進)

具体的施策	内容	所管課等
① 妊娠・出産等における健康づくり支援	妊娠・出産・子育て期における母子保健事業の充実と、安心して産み育てることができるための各種支援活動を進めます。併せて不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊・不育の相談体制の充実を図ります。	健康増進課
② 性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重される広報・啓発	性と生殖に関する女性の自己決定権が保障されるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）（※1）」概念の浸透・理解を図る啓発を行います。	政策課
③ 性に関する学習機会の充実	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にす意識を育て、問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを身につけ、子どもの頃から暴力を許さない価値意識の醸成に取り組むなど教育の充実に努めます。	学校教育課 政策課

施策の方向 (12) それぞれのライフステージに対応した健康保持増進対策の推進

(性差に配慮した医療や健康支援)

具体的施策	内容	所管課等
① 健康づくりに対する意識の普及・推進	すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こことからだの両面から健康づくりを実践するため、知識の普及や、啓発活動の充実を図ります。また、男女それぞれ特有の疾患等の早期発見に努めるため、健（検）診・指導・相談体制を職場などと連携して取り組み、予防という観点で食生活改善に向けた教室等の開催や男女の生涯を通じた健康づくりを推進します。	健康増進課 市民スポーツ課

市民に期待する取組

- ・家庭でも性や命の大切さについて語り合しましょう。
- ・悩みや問題は、一人で抱え込まずに相談機関を積極的に利用しましょう。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満ち足りた性的関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

重点6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

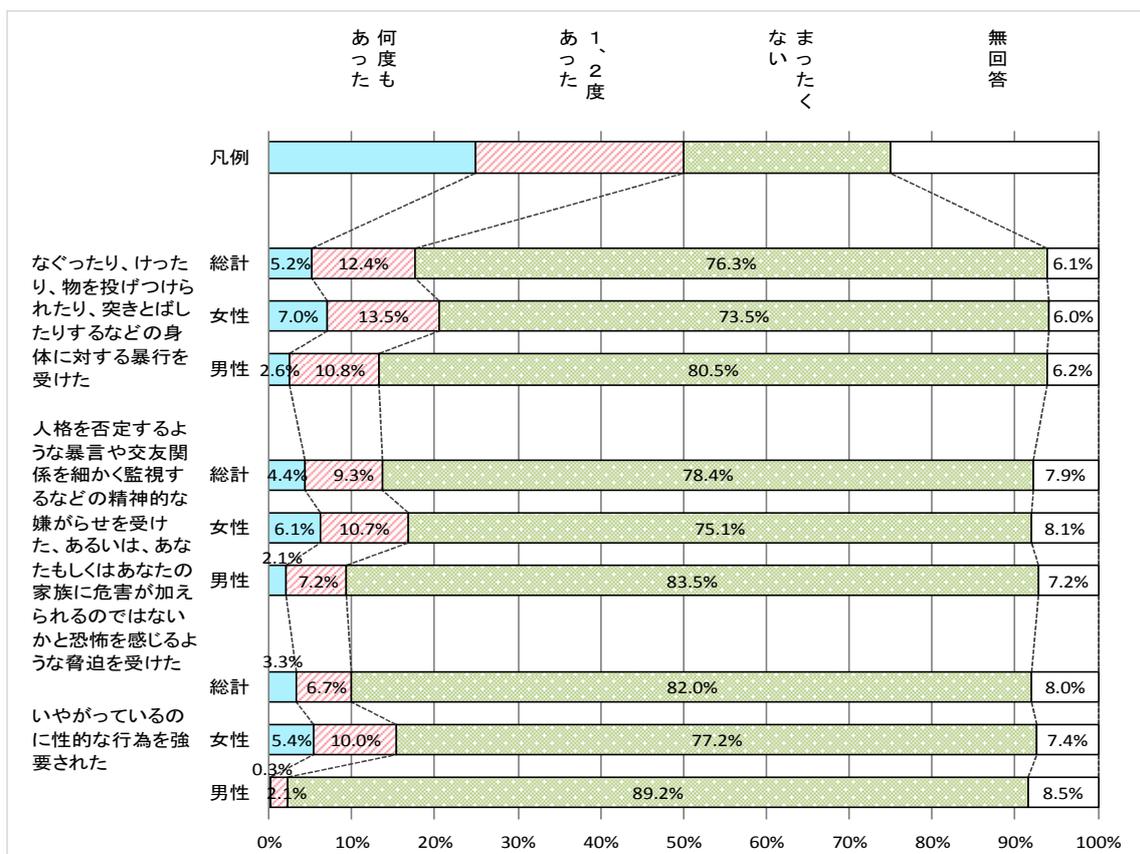
現状と課題

すべての暴力は、その対象の性別や年齢、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。セクシュアル・ハラスメント(※1)、配偶者や恋人からの暴力(DV(※2)及びデートDV)、児童虐待や性暴力などのあらゆる暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

特に女性は、様々な暴力の被害者になりやすい傾向があり、本市でも市民意識調査によると2割の女性がDVを受けた経験があり、そのうち半数以上の人々が「どこにも相談していない」状況にありました。

そのため、相談窓口の充実と暴力の根絶のための啓発、暴力の防止・救済に向けた取り組みの充実が必要です。

ドメスティック・バイオレンスの経験【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

施策の方向 (13) セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進
(職場等における男女や上下関係からの差別意識の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止啓発	妊娠・出産等による解雇等、事業主による不利益取扱い、職場におけるマタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントは職場環境を害するに最たるものであることから、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法等についてあらゆる機会を捉えて周知に努め、相談体制の充実を図ります。	政策課 総務課 学校教育課 水産商工課

施策の方向 (14) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

(暴力の根底にある男女の不平等な関係からの暴力を容認しない意識の醸成を図る)

具体的施策	内容	所管課等
① 人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	「どのような暴力も人権を侵害する行為である」という意識の浸透を図るため、広報・啓発を行います。	政策課
② 配偶者暴力防止・救済に向けた推進体制の整備	配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題としてとらえる傾向にあり、「どこにも誰にも相談していない」被害者が潜在化している状況から、配偶者暴力防止法に基づく関係機関等との連携を強化しながら、相談体制の整備や被害者の安全確保を図り、安心して相談しやすい窓口体制の整備に努めます。	政策課 福祉課 健康増進課 市民課
③ 被害者の保護・自立支援	被害者の精神的ケアと安全確保を図りながら医療機関や関係機関と連携し、被害者の一時保護や市営住宅・保育園を優先させる等に配慮しながら被害者の心身の回復と自立支援に向けて関係機関との連携を強化します。	政策課 福祉課 都市計画課 健康増進課

市民に期待する取組

- ・暴力のない安心して暮らせる社会を築きましょう。
- ・悩みや問題は一人で抱え込まずに相談しましょう。

※1 セクシュアル・ハラスメント

職場などにおける性的嫌がらせ。

※2 DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者など親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力など様々な形で私たちの身近に存在している。

基本目標3 一人ひとりの人権を尊重しあう社会づくり

重点7 生活上の困難におかれやすい人々への対応の充実

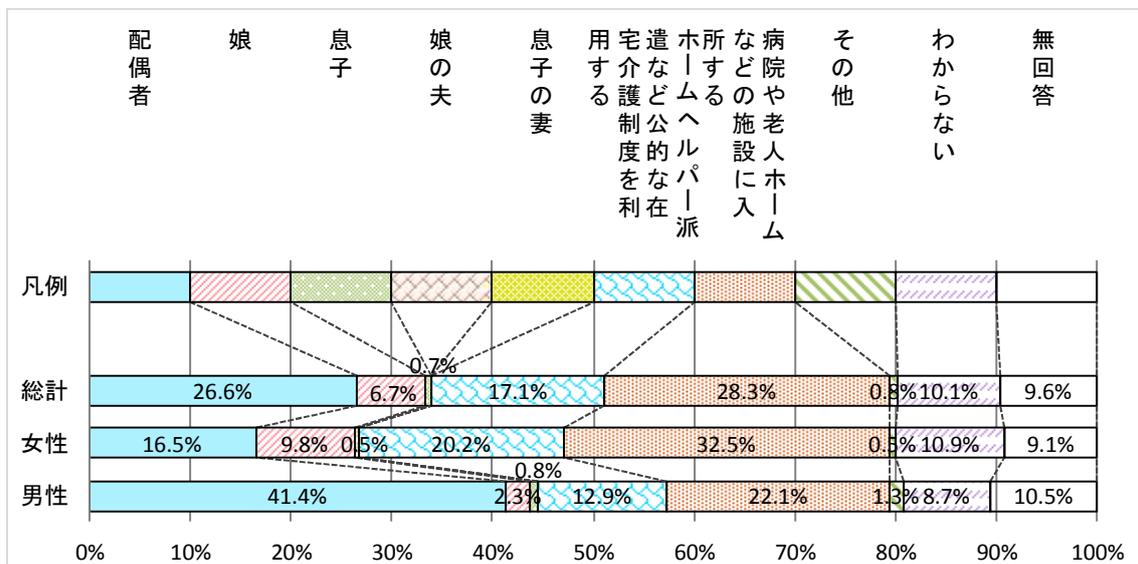
現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化などの中で、貧困や介護問題など、生活上の困難を抱える人が増加しています。

市民意識調査では、「自分が介護してもらいたい人」を尋ねたところ、最も多かった回答は、男性は「配偶者」で41.4%、女性は「病院や老人ホームなどの施設に入所する」が32.5%となっています。老後の不安を解消するためにも、介護予防や高齢者を見守る支援体制の整備が必要です。

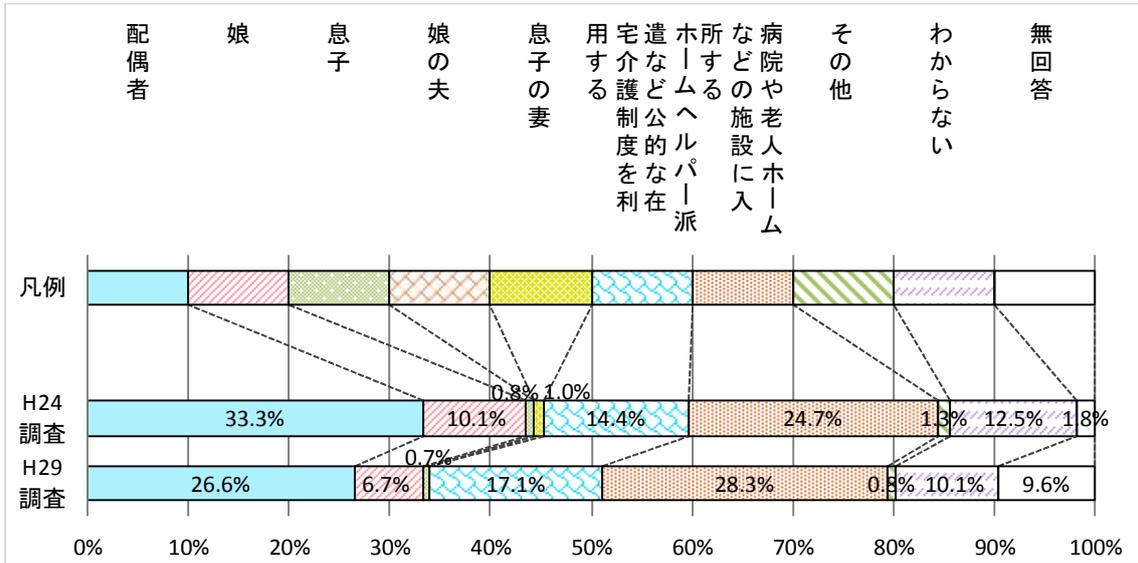
また、高齢者だけでなく、障がいのある人、ひとり親家庭など、あらゆる困難な状況に悩んでいる人々が自立し、安心して暮らせる環境の整備が求められています。

自分が介護してもらいたい人【全体及び性別】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29実施】)

自分が介護してもらいたい人【H24 と H29 との比較】



(いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査【H29 実施】)

施策の方向 (15) 高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備

(女性であること、男性であることさらに困難な状況におかれる可能性があることを配慮し、誰もが安心して暮らせるための環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① 障がいのある人や高齢者の生活支援策の充実	高齢者単身女性の貧困、高齢者男性の孤立化、また障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることで複合的に困難な状況におかれることがあります。このような状況に配慮を行い男女共同参画の視点を踏まえた上で、就業や社会参加への支援、生活自立を支える制度や環境・社会基盤の整備、性別に配慮した医療・介護予防への取組を進めます。	福祉課 健康増進課 水産商工課

施策の方向 (16) ひとり親家庭の自立支援の充実

(生活上の困難な状況に直面しているひとり親家庭が安心して暮らせるための環境づくり)

具体的施策	内容	所管課等
① ひとり親家庭の生活支援の充実	ひとり親家庭の子育てや就業に関わる不安や悩みの問題解決に向けた相談体制を充実し、安心して子育てできるように環境整備を図ります。また、ひとり親家庭の自立に向けて就業が促進されるよう保育サービスの充実や職業能力開発の講座等の開催、各種講座の開催や支援について情報の周知を図る等環境整備を進めます。	福祉課

施策の方向 (17) 困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援

(固定的性別役割分担意識による男性への抑圧的な社会の役割の解消)

具体的施策	内容	所管課等
① 自立に向けた切れ目のない支援と多様な生き方・働き方の啓発	フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等、困難な状況にある若者が増加している背景には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。困難な状況にある若者が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるように支援し、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう広報・啓発に努めます。	政策課 福祉課

市民に期待する取組

- ・ 様々な生活上の困難を抱える人々に配慮し、あらゆる立場の人々が暮らしやすい思いやりのある地域づくりを進めましょう。

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携体制を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の充実

①いちき串木野市男女共同参画推進会議の機能発揮

計画の総合調整と、庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進を図ります。

②男女共同参画系の機能発揮

男女共同参画系は、市政全般が男女共同参画の視点で行われるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。計画の進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進会議」「男女共同参画推進懇話会」の機能発揮のために事務局機能を果たします。今後は、系の企画調整機能をより一層発揮し、男女共同参画社会の形成の促進に関する全庁的な取組の推進を図ります。

(3) 市民との連携

①男女共同参画推進懇話会の機能発揮

計画に基づく施策の実施状況、成果、目標の達成状況等に基づき、進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討し、提言を行うなど、その役割は重要です。男女共同参画推進懇話会の機能が十分発揮できるよう努めます。

②市民との協働による計画の推進

政策・方針決定過程への男女共同参画や、生活と仕事等の両立を実現していくためには、市民及び地域団体、市民団体、事業者による自発的な取組が不可欠です。市における様々な団体や事業所と協働した啓発活動や講座の実施等を通して、男女共同参画社会への理解の浸透を図るとともに、定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めます。

2 施策の効果的な推進

(1) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために、毎年度「いちき串木野市男女共同参画基本計画進捗状況調査」を実施し、計画の進行管理を行います。

(2) 調査研究

市の特性に応じた効果的な施策の展開をめざし、市の実態を把握するために、定期的に市民意識調査を実施します。